

資料25 清掃・衛生業務モニタリング項目

番号	モニタリング項目	優先度	ペナルティポイント
40100	清掃等		
40101	日常清掃対象諸室は、目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目心地良く衛生的である	B	3
40102	微量のこぼれ物はすべて安全に除去し、床面は乾燥状態に保つ。	B	3
40103	厨房機器は清潔に保ち、油が付着しておらず衛生的に保つ。	B	3
40104	廃棄物吐出口・オーバーフローには汚損や破片の付着がないこと。	B	3
40105	落書きについては発見後1時間以内に教職員に報告し、永久的な解決策が完了するまで一時的に隠す。	B	3
40106	落書きは、永久的な解決策が判断され次第速やかに処置を施す。	B	3
40107	電話は、清潔かつ衛生的な状態に保つ。	B	3
40108	家具・備品・装置等には、埃、破片、汚れ、指紋、しみ、チューインガム、その他の汚れ跡がないこと。	C	1
40109	家具・備品・装置等の表面には、すべて埃や破片が付着していないこと。	C	1
40110	清掃除去できない汚れは、可能になりしだい処理(例:マスキング他)を行なう。	C	1
40111	鏡類にはしみがらないこと。	C	1
40112	表示ケース等は清潔であり、乾燥しており、塗装指紋等がない状態に保つ。	C	1
40113	木製、真鍮製、金属製の家具・備品・装置等については保守を行なう。	C	1
40114	壁・天井は表面全体を埃・シミ・汚れがない状態に保つ。	C	1
40115	磨きが必要な床面は、床面の保守要件を考慮に入れて光沢のある状態に保たれている。	C	1
40116	外部建具及び外壁が定期的に清掃され、汚れのない状態に保たれている。	C	1
40117	窓ガラス及び窓枠等が定期的に清掃され、汚れのない状態に保たれている。	B	3
40118	外構の排水溝が定期的に清掃され、詰まりのない状態に保たれ、且つ清潔な状態に保たれている。	C	1
40119	建築設備及び設備周辺が定期的に清掃され、水、油、その他のこぼれがなく、清潔かつ整然とした状態に保たれている。	C	1
40120	法令で定める定期清掃が行われている。	A	6
40121	污水管等貫通清掃が定期的に行われ、詰まりのない状態に保たれ、且つ適切な状態に保たれている。	C	1
40122	給食室のグリーストラップが定期的に清掃され、汚泥のない状態に保たれている。	B	3
40123	給食室の換気扇が定期的に清掃され、清潔な状態に保たれている。	B	3
40124	ブル(排水設備と溝、吐出口、ポンプ、フィルタ等を含む)、足洗い場、その他関連施設は定期的に清掃され、清潔な状態に保たれている。	B	3
40125	鼠・害虫等の駆除が行われている。	C	1
40126	屋上・バルコニーは土、落ち葉、ごみ等の汚れ、雑草等がない状態に保たれている。	C	1
40127	照明器具、時計等は埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保たれている。	C	1
40128	扉・扉溝・スイッチ類等は埃、汚れがない状態に保たれている。	C	1
40129	便所は定期的に清掃され清潔な状態に保たれている。	C	1
40130	環境衛生基準に関する検査により是正が必要な場合は迅速な判断により対処する	A	6
40200	廃棄物管理業務		
40201	廃棄物置き場は常時廃棄物を捨てられる状態に、且つ清潔に保たれている。	B	3
40300	一般管理業務		
40301	記録等が適切に保管されている	C	1
	ペナルティポイント合計		66